

## 壮瞥町ブランドアイデンティティ（キャッチコピー及びロゴマーク） の使用に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、別表に記載するキャッチコピー及びロゴマークで構成するブランドアイデンティティ（以下「B I」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものです。

### （B Iに関する権利）

第2条 このB Iに関する著作権は本町に帰属します。

### （使用料）

第3条 このB Iの使用料は無料とします。

### （使用基準、手続き）

第4条 このB Iは壮瞥町及び壮瞥町の地域資源、産品等をPRする目的で使用する場合は、特に手続きをせずに使用することができます。

- 2 前項の目的によらず、特定の商業利用を目的とする場合は、壮瞥町ブランドアイデンティティ使用申請書（別記第1号様式）を町に提出し、町長の承認を得なければなりません。
- 3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、壮瞥町ブランドアイデンティティ使用許可書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知します。
- 4 町長は、前項の承認したときは、使用に際して必要な条件を付すことができます。

### （遵守事項）

第5条 B Iの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）別添「使用マニュアル」の規定を遵守し、改変、B Iの一部のみの使用、他の文字や図形と重ねた使用など、著作権を侵害しないこと。  
二次的創作物を制作する場合においても同様とします。
- （2）その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

### （使用の差し止め等）

第6条 町長は、B Iの使用が本規程に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができます。

また、必要に応じ関連法令等に基づき、公社の有する権利を行使する場合があります。

- （1）法令及び公序良俗に反すると認められるとき
- （2）本町のイメージを損ねると認められるとき、及び第三者の利益を損なうと認められるとき
- （3）偽り他不正な手段により承認を受けたとき、及び使用に際して伏した条件に違反したとき
- （4）B Iの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- （5）その他、町長がB Iを使用させることが適当でないとき

(経費等の負担)

第7条 町は、町の施策上の判断により自ら行う場合を除き、原則、この規程による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しません。

(責任の所在)

第8条 町は、B Iの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

2 使用者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本町に迷惑を及ぼさないように処理しなければなりません。

3 使用者は、ロゴ等の使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、生じた損害を町に賠償しなければなりません。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 第4条第2項に基づく使用者は、B Iを申請事項以外の目的に使用することはできません。

2 使用者は、B Iの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸することはできません。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、B Iの使用について必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この規程は、平成28年11月25日から施行します。

(別表)

壮瞥町ブランドアイデンティティ (キャッチコピー及びロゴマーク)

